（米穀価格形成センターの指定の申請）

第十一条　法第十八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

三　法第十八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面

四　法第十九条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

五　法第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

（センターの名称等の変更の届出）

第十二条　法第十八条第一項の米穀価格形成センター（以下「センター」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　変更後の名称、住所又は事務所の所在地

二　変更しようとする日

三　変更の理由

（業務規程の記載事項）

第十三条　法第二十条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十九条第一号の価格形成施設（以下この条において「価格形成施設」という。）を開設する地に関する事項

二　価格形成施設を開設する期日に関する事項

三　法第二十一条の売買取引（以下この条において「売買取引」という。）を行うことができない者に関する事項

四　売買取引の方法に関する事項

五　売買取引の決済に関する事項

六　売買取引の制限に関する事項

七　売買取引の数量及び価格等の公表に関する事項

八　売買取引に関し必要な事項を調査審議する委員会（次項第四号において「委員会」という。）の設置及び運営に関する事項

2　前項第八号に掲げる事項にあっては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　委員の要件に関する事項

二　委員の身分保障に関する事項

三　委員の職務上知り得た秘密の保持に関する事項

四　委員会の意見に関する事項

第九条から第十七条まで　削除